

# 保険者支援部会のこれまでの経過について

資料 3

## 1 保険者支援部会及び幹事会について

### ○保険者支援部会

- ・平成29年の介護保険制度改正において、保険者機能の強化をすべく、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組の制度化が行われるなど、保険者機能が従来の三大業務（保険料・認定・給付）中心から幅広いものに変化
- ・上記の制度改正を踏まえた保険者支援の在り方を検討するため、令和元年度に設置
- ・介護給付適正化部会と介護認定審査会運営適正化委員会とを統合し、有識者、保健医療・福祉関係者、保険者等で構成

### ○幹事会

- ・都内11保険者（5区5市1町）で構成。2つの分野（事業計画・給付分野及び認定分野）において、保険者支援の具体策について都と意見交換を行い、支援策を検討

## 2 これまでの経緯

- 令和元年度 ・部会（令和元年8月 12月）の議論  
・幹事会における具体的な意見聴取  
（令和元年9月 10月 11月 令和2年2月）
- 令和2年度 ・部会（令和2年7月 令和3年1月）の議論  
・区市町村に対するアンケート調査（令和3年2月）
- 令和3年度 ・幹事会における具体的な意見聴取（令和3年7月 8月 10月）
- 令和4年度 ・幹事会における具体的な意見聴取（令和4年7月 10月）  
・部会（令和5年1月）の議論
- 令和5年度 ・幹事会における具体的な意見聴取（令和5年6月）  
⇒これらを踏まえ、保険者支援内容を検討、実施

## 3 第8期計画期間における保険者支援の方向性

・第8期介護保険事業支援計画の方針に沿った支援として以下の4つの視点からきめ細やかな助言や研修などを実施。

- （1）地域分析の支援
- （2）助言及び情報提供・共有
- （3）保険者機能強化のための研修
- （4）介護給付適正化の推進

・保険者支援の実施にあたっては、関係部署間の連携、専門家の活用、東京都国保連合会との協働等を進める。

## 4 第8期計画期間における保険者支援部会について

○保険者支援部会のあり方について

・「保険者の意向を踏まえた支援の充実を図る」という方針の実現のため、**有識者中心の会議体から保険者中心の会議体に変更**。（令和5年1月）

・専門家からの意見も参考に検討するよう、保健医療福祉関係者を引き続き部会委員として委嘱する。

・幹事会については引き続き、保険者の具体的な要望を直接聞く場として活用する。

・部会では、第8期（R3年度～R5年度）及び第9期（R6年度～R8年度）計画期間における保険者への支援内容について検討を行う。

## 5 第9期計画策定に向けた今後のスケジュール

【令和5年度】

- 令和5年 7月 令和5年度 保険者支援部会①  
・第9期計画における保険者支援について
- 令和5年 8月 令和5年度 東京都高齢者保健福祉施策推進委員会
- 令和6年 1月 令和5年度 保険者支援部会②  
・第9期計画における保険者支援について（記載内容の報告）
- 令和6年 2月 令和5年度 東京都高齢者保健福祉施策推進委員会